

第 9 6 号議案

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

住宅宿泊事業を営もうとする場合の周辺住民に対する周知を行う区域の範囲を改める必要がある。

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例の一部を
改正する条例

中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例（平成30年中野区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「制限区域において」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条第1項の規定は、施行日以後に行う住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出について適用し、施行日前に行う同項の届出については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 施行日以後に住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をしようとする者で中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例第6条第1項に規定する制限区域以外の用途地域において住宅宿泊事業を実施しようとするものは、施行日前においても、改正後の第7条第1項の規定の例により同項に規定する周辺住民に対する周知を行うことができる。